

国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員給与規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員給与規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第4条 教育職員には、年俸のほか職員の例に準じて通勤手当、住居手当、超過勤務手当を支給する。</p> <p>(年俸の支払方法)</p> <p>第5条 年俸は、4月1日から3月31日までの1年間の総額を12等分し、年12回支給する。ただし、<u>雇用期間</u>が1年に満たないときは、当該<u>雇用期間</u>に応じた額、等分及び支給回数とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第4条 教育職員には、年俸のほか職員の例に準じて通勤手当、住居手当、超過勤務手当、<u>入試手当</u>を支給する。</p> <p>(年俸の支払方法)</p> <p>第5条 年俸は、4月1日から3月31日までの1年間の総額を12等分し、年12回支給する。ただし、<u>労働契約の期間</u>が1年に満たないときは、当該<u>労働契約の期間</u>に応じた額、等分及び支給回数とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	

附 則 (25 経規程第 15 号)

この規程は、平成 25 年 3 月 18 日から施行し、平成 25 年 1 月 1 日から適用する。